様式

# 委員会規則第４条第１項に基づく届出書

平成28年9月29日

| | |
|---|---|
| 1. 執行機関の別 | 2: 教育委員会 |
| 2. 都道府県名 | 香川県 |
| 3. 市区町村名 | 三豊市 |
| 4. 届出番号 | 3 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 113-0-1(2) |
| 6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス | http://www.city.mitoyo.lg.jp/forms/menutop/menutop.asapx?menu_id=235 |

執行機関名　三豊市教育委員会

**知事等（教育委員会）が行うその他の事務**

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|---|---|---|
| ①事務の名称 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 奨学金貸付に関する事務であって規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 91 | |
| ③番号法別表第2の項 | 113 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 三豊市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一　第十五の項<br>奨学金貸付に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第1条 | 三豊市奨学金貸付条例（平成18年条例第209号）第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第一条　この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。 | 第1条　この条例は、修学の意欲を持ちながら、家庭の経済的理由により修学することが困難な者に対して学資又は育英上必要な資金(以下「奨学金」という。)を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、その志を遂げさせ、もって有為な人材の育成を図ることを目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 三豊市奨学金貸付条例（平成18年条例第209号）<br>三豊市奨学金貸付条例施行規則（平成18年規則第25号） |